

建築設計及び工事監理業務委託候補者評価名簿作成要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県県土整備部建築住宅課(以下「建築住宅課」という。)が発注する、建築物及び附属施設に係る建築設計及び工事監理業務(設備単独工事に係る設計及び工事監理業務を除く。以下「設計等業務」という。)について、当該業務の品質が公共施設の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、当該業務の受注者として適した候補者の『建築設計及び工事監理業務委託候補者評価名簿(以下「評価名簿」という。)]を作成するための必要な事項を定める。

(候補者)

第2条 佐賀県県土整備部建築住宅課長(以下「課長」という。)は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号。以下「県規則」という。)に基づき入札参加資格の決定を受けた県内建築士事務所のうち、次の各号に掲げる資格基準に適合する者を候補者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条の規定に基づく登録を受けた一級建築士事務所であること。
- (2) 法第23条第1項に規定する業務の営業実績を2年以上有する者であること。
- (3) 直近2ヶ年の設計等業務の契約件数の合計が2件以上かつ受注実績の合計金額が300万円以上であること。
- (4) 直近2ヶ年において、法令による処分を受けていない者であること。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条の規定に基づく建設業者の場合は、県内に本店を有する事業者であること。

(評価名簿の作成)

第3条 課長は、前条の候補者に対して調査を行い、次の各号に掲げる客観的要素及び技術力要素により業務執行能力等を評価し、評価名簿を作成するものとする。

なお、評価点の配点は、客観的要素100点、技術力要素200点の合計300点を上限とする。

- (1) 客観的要素 所属技術者の構成、営業年数、受注実績、その他の要素及び建築基準法等の遵守の項目について、別表1客観的評価表により評価点を算出する。

なお、所属技術者の構成に係る能力点については、別表2能力点評価表により算出する。

ただし、所属技術者が雇用保険に加入していない場合(所属技術者が専従者及び65歳以上の新規雇用者である場合を除く。)の人数の算定は0.5人とし、能力点は、能力点評価表に0.5を乗じて得た値とする。

- (2) 技術的要素 建築住宅課が発注した施設整備に係る設計等業務において、「建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領」に基づき行われた業務成績評定のうち、直近2ヶ年の業務成績評定点の平均点を評価点とする。

なお、評価点は、建築設計業務と工事監理業務のそれぞれの業務成績評定点の平均点（業務成績評定点のある業務のみを対象として算出した平均点）を算出し、合計するものとする。

ただし、業務成績評定を省略された業務の契約のみの場合で、佐賀県（建築住宅課、資産活用課、SAGAサンライズパーク整備推進課、教育庁教育総務課、警察本部施設装備課に限る。）が発注した設計等業務の契約実績がある場合は65点、それ以外は60点の評価点とする。

- 2 算出された評価点は、小数点以下を四捨五入する。
- 3 課長は、当該評価結果を基に順位付けを行い、前条の候補者に通知するものとする。
- 4 評価名簿の作成は、2年毎に行うものとする。

（評価名簿からの削除等）

第4条 課長は、評価名簿に登載されている建築士事務所（以下、「名簿登載事務所」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実を覚知した時点で評価名簿から削除するものとする。

- (1) 県規則に基づく佐賀県建設業者施行能力等級表（建設関連業）の建築士事務所登録欄より抹消された場合
 - (2) 第2条第1項第1号に適合しなくなった場合
 - (3) 法に基づく監督処分（戒告、業務停止）が行われた場合
 - (4) 建築士事務所調査票等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
 - (5) その他、その業務に関連して重大な信用失墜行為が行われた場合
- 2 課長は、前項の規定により評価名簿から削除された建築士事務所が、同項の規定に該当しないものとして評価名簿に再度登載されることを希望した場合、第2条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかについて第3条第1項の調査を行うことができるものとする。

（評価名簿の見直し）

第5条 名簿登載事務所の代表者は、建築士事務所の商号や所属する建築士の数など、建築士法第23条の5に係る変更及び入札参加資格登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を課長に届け出なければならない。

- 2 課長は、前項の届け出があったときや名簿登載内容の変更を知り得たときは、所属する建築士の数や雇用保険加入状況等の変更に応じ、評価名簿を変更することができる。
- 3 課長は、前条第2項による調査の結果、同項の基準に適合している場合は、評価名簿に登載することができる。
- 4 課長は、前2項に係る評価名簿の見直しの必要があると判断した場合は、原則として半年ごとに見直しを行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

(適用区分)

この要領は、平成23年度以降の佐賀県建設業者施行能力等級表(建設関連業)に登載される見込みの建築士事務所について適用するものとし、適用されるまでの間は、本要領策定以前の建築設計及び監理業務適格者選考基準により作成された評価名簿を適用するものとする。「建築設計及び監理業務適格者選考基準」(平成11年4月1日施行)は平成23年1月31日をもって廃止する。

(施行期日)

この要領は、平成27年2月16日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成29年3月31日までの間は、確定申告の給与支払実績により人数を評価できるものとする。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年1月16日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年12月23日から施行する。

別表1 客観的評価表（第3条関係）

区分		評価点							配分	
所属技術者の構成 (申請時)	能力点	1～100					101～		40点	
	評価点	能力点 / 2.5 (小数点切上げ)								
営業年数 (現事務所登録日を基準日とする)	年数	0～9			10～14		15～		10点	
	評価点	5			8		10			
(直近2ヶ年の実績 受注実績 の合計)	公共受注回数	回	0	1	2～4	5～9	10～19	20～	10点	
		評価点	0	1	2	4	6	10		
	総受注額	千円	3,000以上 10,000未満		10,000以上 40,000未満		40,000以上 80,000未満		80,000以上	10点
		評価点	2.5		5		7.5		10	
その他の要素	考慮事項							評価点	30点	
	構造設計一級建築士の有無(1人以上)(申請時点)							2		
	設備設計一級建築士の有無(1人以上)(申請時点)							2		
	建築士事務所賠償責任保険の加入の有無(申請時点)							2		
	建築士事務所として建築関連団体への加入の有無(申請時点)							2		
	さがの木・家・まちづくり賞の受賞(直近5ヶ年)							5		
	「さが子育て応援宣言事業所」に登録し、宣言内容を実施した場合							2		
	被災建築物応急危険度判定士登録人数(人)(申請時点)									
評価点	1×登録人数(ただし、5点を上限とする。)									
被災建築物応急危険度判定派遣対応人数(人)(申請時点)										
評価点	2×派遣対応人数(ただし、10点を上限とする。)									
佐賀県建築士会CPD推奨単位取得人数(人)(直近1ヶ年)										
評価点	3×CPD推奨単位取得者人数(ただし、15点を上限とする。)									
建築基準法等の遵守	内容	建築士法に基づく監督処分(戒告、業務停止)	建築基準法や建築士法の違反について文書による行政指導及び報告書の提出	建築基準法や建築士法の違反について口頭による行政指導及び報告書の提出	業務に関する不誠実な行為(左記以外)			-15点		
	評価点	第4条による	-15	-10	-5					

別表2 能力点評価表（第3条関係）

資格	経験年数（資格取得後）	能力点
一級建築士	5年以上	10
	5年未満	8
二級建築士	5年以上	7
	5年未満	5
建築設備士	5年以上	10
	5年未満	8
建築設備士	5年以上	10
	5年未満	8

注：複数の資格を保有する者については、能力点の高い資格を採用する。